

☆申告はご自分で書いて提出はお早めに

所得税の申告と納税 2月18日(月)～3月17日(月) (還付申告は2月18日以前でも受け付けています。)

贈与税の申告と納税 2月1日(金)～3月17日(月)

個人事業者の消費税の申告と納税 3月31日(月)まで

◇申告書は、「手引き」などを参考にして、ご自分で正しく作成し、早めに提出していただくようお願いします。提出期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、申告書の提出はお早めをお願いします。

◇税務署では「申告作成会場」を設けて、申告書の書き方などのアドバイスを行っていますので、ご利用ください。

※税務署の駐車場は狭いので、お越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

◇確定申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望する方は、ボールペンまたは万年筆で記載のうえ、提出用と一緒ににお出ください。

◇申告書の提出は、郵送または信書便による送付をお願いします。なお、申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望する方は、宛先を記入した返信用封筒(必ず切手を貼付)を同封してください。

◇税務署からは、申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付しませんので、申告により納付すべき税金は、納付書により上記の納税期限までに最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします。

◇大月税務署では、閉庁日(土曜・日曜・祝日)の相談及び申告書の受け付けは行っていないませんが、申告書は郵送または信書便による送付や税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。

☆納税には、安全・便利な口座振替をご利用ください。

所得税の口座振替日 4月22日(火)

個人事業者の消費税の口座振替日 4月24日(木)

◇所得税・消費税及び地方消費税の納税には、安心・便利な口座振替を是非ご利用ください。

◇口座振替のご利用を希望される場合は「口座振替依頼書」を、上記「申告書の提出及び納税の期限」までに、税務署またはご利用される金融機関に提出(郵送)をお願いします。

◇「口座振替依頼書」は、税務書や金融機関に用意しています。また「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。

税理士会が行う無料申告相談

東京地方税理士大月支部では、次の日程で小規模納税者の方などのための無料申告相談を開催します。

日時・場所 2月18日(月)午前10時～12時、午後1時～3時 都留市役所3階大会議室

対象者 小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象とします。

なお、土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方や所得金額が高額な方または収入金額が高額な方、相談内容が複雑な方はご遠慮ください。

税理士記念日無料相談会

東京地方税理士会大月支部では、2月23日の税理士記念日に、無料相談会を開催します。所得税のほか、譲渡・相続・贈与などの相談も受け付けますのでご利用ください。

日時 2月23日(土)午前10時～正午、午後1時～4時

場所 東京地方税理士会大月支部事務局(富士吉田市下吉田503 ダイケンビル2階) 問合せ ☎0555(22)8481

公的年金等の源泉徴収票が交付されます
老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金及び共済組合などから支給される公的年金については「雑所得」とみなされ、所得税が課税されます。しかし、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税しないこととなっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする年金についてはのみ課税されます。

公的年金の支払者(社会保険庁、各共済組合)は所得税が老齢年金などから源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金などを受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を交付しています。

確定申告の際に必要な

源泉徴収票の記載事項は、その年の1年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額(介護保険料額)、源泉徴収税額及び控除内容となっています。

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方、または公的年金などの雑所得の合計額を超える方などは、確定申告の際に添付書類として必要となります。社会保険庁では、万一源泉徴収票を紛失などをされた方に対応するため「ねんきんダイヤル」を設置しています。

☎0570(05)1165

※IP電話・PHSからは

☎03(6700)1165

受付時間 月・金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※月曜日は午後7時まで

第2土曜日

午前9時30分～午後4時